



官 税 1 - 3 3
令和 7 年 3 月 24 日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国税庁 長官官房総務課
税理士監理室長 首藤 好明

令和 7 年 2 月 21 日付 F A T F 声明を踏まえた犯罪による収益
の移転防止に関する法律の適正な履行等について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 7 年 2 月 19 日から 21 日の間に開催された F A T F（Financial Action Task Force）全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明（別紙参照）が採択されました。

同声明は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）及びイランについて、加盟国・地域に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するために、両国に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請しています。また、ミャンマー連邦共和国については、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥への対処が進展していないことなどを踏まえ、引き続き、加盟国・地域に対し、同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを要請しています。

これを踏まえ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」といいます。）の適正な履行等について、警察庁刑事局及び財務省国際局から当庁に対し、貴会への要請依頼が参りました。

令和 6 年 12 月 10 日付で同様の周知依頼をさせていただいたところですが、引き続き、犯収法第 4 条に基づく取引時確認義務の履行の徹底が図られるようお願い申し上げますとともに、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対しましても、取引時確認義務の履行の徹底について、周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 97 号）により、犯収法において、税理士及び税理士法人が行う取引時確認に係る確認事項の追加及び疑わしい取引の届出義務に関する規定が整備され、令和 6 年 4 月 1 日付で施行されています。こちらについても、引き続き、適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

連絡先：国税庁 長官官房総務課
税理士監理室
TEL 03-3581-4161（内線 3374・3402）
担当：河井・山口